

一般競争入札心得

高知県危機管理部消防政策課

(趣旨)

第1条 高知県県有財産(回転翼航空機、予備部品一式及び特殊工具等一式)売払いの一般競争入札の取扱いについては、地方自治法(昭和22年法律第67号)及び高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。)その他法令で定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(入札参加者の資格)

第2条 一般競争入札に参加できる者は、当該売買契約の入札参加者として資格を確認された者(以下「入札参加者」という。)とする。

(入札保証金に代わる担保)

第3条 入札参加者は、入札場所において入札開始前に入札保証金に代わる担保として見積もる契約金額(入札書に記載する金額にその10%に相当する金額を上乗せした金額)の100分の10以上(円未満切り上げ)の額面の小切手を提出しなければならない。ただし、規則第10条の規定により免除された場合は、この限りでない。

(入札の方法等)

第4条 入札参加者又はその代理人(以下「入札者」という。)は、仕様書、設計書その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。

- 2 入札者は、指定の日時及び場所に出頭し、入札場所の受付に入札参加資格確認通知書の写しを提出しなければならない。
- 3 入札者が代理人であるときは、別記第1号様式の委任状を入札執行者に提出し、その確認を受けた後でなければ、投かんすることができない。
- 4 入札者は、入札執行者の指定する場所に待機しなければならない。無断で指定する場所を離れた者、入札時間に入札しない者は、辞退したものととして取扱う。
- 5 入札執行中は、入札者間の私語及び放言並びに携帯電話等での外部との連絡を禁ずる。指示に従わないときは、投かん後であっても入札の辞退があったものとして取扱うことがある。
- 6 入札時間を過ぎても指示に従わず、投かんしないときは、入札の辞退があったものとして取扱う。

(郵送入札の方法等)

第5条 入札参加者又はその代理人(以下「入札者」という。)は、仕様書、設計書その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。

- 2 入札者は入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、封筒に入れて封かんし、書留郵便により指定する期日までに到達するように郵送しなければならない。ただし、郵送が困難な場合等においては持参を認めるものとする。
- 3 第12条に規定する再度入札に参加する場合は、初度入札と再度入札に係る入札書を別々の封筒に入れて封かんし、内封筒の表には各々入札公告に示す必要事項のほか「初度入札」、「第2回入札」、「第3回入札」と記載すること。

- 4 入札書の住所氏名は、競争入札参加資格申請時に登録した住所氏名を記入し、登録した印を押印しなければならない。法人の場合は所在地、名称及び代表者の職指名を記入して、会社印、代表者印を押印しなければならない。
- 5 入札金額はアラビア数字で、ペン又はボールペン（消せるボールペンは不可）で記入し、頭書に「〒」の記号を付記しなければならない。
- 6 入札金額は訂正することができない。
- 7 到達した入札書は、取り替え、訂正又は取り消しすることはできない。

（入札の辞退）

第6条 入札者は開札が行われるまでは、いつでも辞退することができる。

- 2 入札者が入札を辞退するときは口頭又は文書によるものとする。
- 3 入札を辞退した者はこれを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けないものとする。

（開札）

第7条 開札は、入札公告に記載した開札日時及び場所において行うものとする。

（無効の入札）

第8条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定により一般競争入札に参加することのできないとされた者の入札及び次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- 1 不正の行為があった入札
- 2 入札参加者の記名及び押印を欠く入札
- 3 誤字脱字等により、その意思表示が不明瞭である入札
- 4 入札書の金額を訂正した入札又は金額未記入の入札、金額を絵取った入札及び不鮮明な入札
- 5 一般書留又は簡易書留郵便以外の方法で入札書を提出した入札（ただし、郵送が困難な場合等においては持参を認める）
- 6 入札書が指定する期日までに到達していない入札
- 7 その他、入札に関する諸条件に違反した入札

（失格の入札）

第9条 次の各号のいずれかに該当する入札は失格とする。

- 1 入札に参加する資格のない者のした入札
- 2 明らかに談合によると認められる入札

（入札の取り止め等）

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は入札の執行を延期若しくは取り止め又は当該入札者を入札に参加させないことがある。

- 1 天災その他やむを得ない理由があると認められるとき。
- 2 入札者が談合し、又は不穏な行動をする等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

(落札者の決定方法)

第11条 予定価格以上の価格で入札した者のうち最高価格者を落札者とする。

2 落札となるべき同価格の入札をした者が、二人以上あるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。

(再度入札等)

第12条 入札価格が予定価格を下まわる場合は、再度の入札を行う。

2 再度入札は2回(初度入札を含め3回)まで行う。

3 次の各号のいずれかに該当する場合はその入札者は再度入札に参加できないものとする。

(1) 第6条第2項により辞退したとき。

(2) 第9条の規定に基づき失格とされたとき。

4 再度入札(合わせて3回)を行っても、なお予定価格を下まわる場合は、最高価格者から順次随意契約の折衝を行うことがある。

(入札書に記載する金額)

第13条 入札参加者は、交換契約を除き、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載して入札しなければならない。

(契約金額)

第14条 契約金額は、交換契約を除き、入札書に記載される金額に、その10%に相当する金額を上乗せしたものとする。

なお、その金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって契約金額とする。ただし、単価契約の場合には、契約時における消費税の端数処理を行わず、請求時の金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(契約保証金)

第15条 落札者は、契約の締結に際し、規則第39条の契約保証金を、落札決定後速やかに納付しなければならない。ただし、規則第40条の規定により免除された場合又は規則第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合はこの限りでない。

2 落札者は、契約保証金の免除(規則第40条第6号による免除を除く。)又は契約保証金に代わる担保の提供の承認を受けるためには、落札決定後速やかに契約担当者が指示する書類等を提出しなければならない。

(契約書の提出)

第16条 落札者は落札後に交付された契約書の案に記名押印し、契約担当機関に提出しなければならない。

(入札に係る公正な競争を阻害するおそれのある行為に関する情報(以下「談合情報」という。)が寄せられた場合)

第17条 入札前に談合情報寄せられた場合は調査審議のうえ、その事実が認められない場合には入札

を執行するが、落札決定は保留し、再審議の後、参加者に通知を行なう。

- 2 落札後に談合情報が寄せられた場合は調査審議のうえ、その事実が認められる場合には、落札者であっても契約を締結しない。

(入札結果の通知)

第18条 落札者を決定したときは、速やかに当該落札者に連絡し、入札結果は入札記録に取りまとめて消防政策課において公表する。

(異議の申立)

第19条 入札者は、入札後、この心得、仕様書、設計書及びあらかじめ示した契約条件等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。